

目標とする
10年後の
芦屋の姿

3

お互いを尊重しながら 理解と思いやりの心が広がっている

【基本構想】

豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが社会の一員として認められ、お互いの人格と個性を尊重して支え合い、共に生き、その持てる能力を発揮できる社会が求められています。

全ての人が思いやりの心を持ち、困っている人に声をかけることや、人権を尊重する精神を身につけていくことが必要です。

そのためには、障がいの有無や性別、年齢などにかかわりなく、また、文化などの多様な立場や違いを理解し、一人一人を大切にして支え合う意識を高めていくことが重要であると考えます。

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている



施策目標 3-1

平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

(施策目標推進部：市民生活部)

前期基本計画の取組

| 前期基本計画の「重点施策」 | 前期の取組 |
|-------------------------------------|---|
| ● 平和を尊重する意識の普及、啓発に努めます。 | ⇒ 平成 23 年（2011 年）7 月に「*平和首長会議」に加盟したことにより、会議の提唱する非核・平和事業に取り組みました。 |
| ● 人権を尊重する意識の普及、啓発に努めます。 | ⇒ 「第 2 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき啓発事業等を実施し、「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」で意見を伺いながら、人権の視点に立った事業評価を実施し、改善に努めました。 ⇒ *上宮川文化センターでは、人権啓発、住民交流の拠点施設として、民生事業（相談指導、老人憩いの間事業等）、就労促進事業等に取り組みました。 ⇒ 学校園では、子どもたちに対して人権尊重の意識と態度を育む指導を計画的に進め、体験的な学習とともに教職員の研修の充実に努めました。また、芦屋市人権教育推進協議会との連携による研究会、学習会等を実施しました。 |
| ● 人権擁護機関と連携し相談窓口を開設して差別や人権侵害に対処します。 | ⇒ 神戸地方法務局西宮支局と連携した特設人権相談所の開設や、*権利擁護支援センターにおいて、高齢者や障がいのある人の権利侵害への対応を行いました。 |

後期の課題

- 平和施策については、戦後 70 年、市議会において決議された「*非核平和都市宣言」30 周年を迎えたことを契機に、市民が平和の大切さを再認識し、より平和への意識が高まるよう取り組んでいく必要があります。
- 人権関連事業への参加状況等は、ほぼ横ばいであり、アンケート調査による「人権を身近に感じる人」の割合も大きくは変化しておらず、取組に工夫が必要です。
- 人権課題は多様化、複雑化していることから、それに対応した仕組みづくりや関係機関との連携強化等が必要です。



後期 5 年の重点施策

3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。

(重点取組)

- ① 平和の大切さを再認識できるように、「*平和首長会議」の提唱する非核・平和事業を実施するほか、平和講演会等を実施するなど「みんなで考えよう 平和と人権」事業を拡充します。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|-------------------------|-----|--------------|------------|---------------|
| 「みんなで考えよう 平和と人権」事業の参加者数 | 人／年 | 742 | ↗ | 1,000 |
| 「核兵器廃絶を目指す市民の署名」筆数 | 筆／年 | 228 | ↗ | 300 |

3-1-2 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。

(重点取組)

- ① お互いの人権を尊重する社会を目指して、「日々の生活と人権を考える集い」などの人権啓発事業に工夫を加え実施します。
- ② *上宮川文化センターでは、人権啓発、住民交流の拠点施設として、地域福祉や人権意識の向上を担い得る機関となるように、講演会などを充実し、市民が親しみやすい各種事業を実施します。
- ③ 市民や職員が人権教育推進の担い手となるように、人材育成に取り組むとともに、芦屋市人権教育推進協議会の事業を支援します。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|----------------------|-----|--------------|------------|---------------|
| 「人権啓発事業」参加者数 | 人／年 | 2,718 | ↗ | 3,000 |
| *上宮川文化センターの来館者数 | 人／年 | 82,122 | ↗ | 87,000 |
| 芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数 | 人／年 | 800 | ↗ | 1,000 |



みんなで考えよう平和と人権（蓬池さん講演）



日々の生活と人権を考える集い



3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。

(重点取組)

- ① 住民票などの不正請求、不正取得により市民の人権が侵害されないように、*本人通知制度の周知と適正な運用を行います。
- ② 市民一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、支援が必要な高齢者や障がいのある人たちを支える*市民後見人の養成や、その活動を支援します。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|-------------------------------|----|--------------|------------|---------------|
| *本人通知制度（住民票の写し、戸籍等）登録者数 | 人 | 449 | ↗ | 1,000 |
| 権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合 | % | 57.8 | ↗ | 75.0 |

市民主体による取組

- ◆ 平和を大切にする心の醸成
- ◆ いじめなど身近な問題への積極的な関与
- ◆ 人権尊重の理念の理解
- ◆ *本人通知制度への登録

関連する課題別計画

- 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（H28～H32）
第3次芦屋市男女共同参画行動計画「WISAS・プラン」（H25～H29）
第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）
第7次芦屋すこやか長寿プラン21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）（H27～H29）
芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画（H27～H32）
芦屋市第4期障害福祉計画（H27～H29）



非核平和都市宣言（銘板）



施策目標 3-2

男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

(施策目標推進部：市民生活部)

前期基本計画の取組

| 前期基本計画の「重点施策」 | 前期の取組 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる分野における女性の社会参画を支援します。 | <p>⇒ 「第2次及び第3次芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン」に基づき、市附属機関等における女性委員の積極的登用に取り組みました。</p> <p>⇒ 女性の働き方セミナーなどの講座、男女共同参画センター通信「ヴィザス」の定期発行（年4回）及び広報紙等による啓発、女性の就労支援などの情報提供、女性のための心の悩み、家事調停相談等により女性の社会参画を支援してきました。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ● セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、その他性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。 | <p>⇒ 「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、婦人相談員による*D V（ドメスティック・バイオレンス）相談、*D V被害者の自立支援、*D V被害者支援ネットワーク会議の開催及び警察などとの協働による「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーン等の*D V防止啓発などに取り組みました。</p> |

後期の課題

- 市附属機関等における女性委員の登用では、割合は目標である40%には達しておらず、引き続き取り組む必要があります。
- 市民アンケートによる「芦屋市男女共同参画推進条例」の認知度は43.6%とまだ低い状況にあり、啓発、講座等を引き続き実施し、その理念の理解を広めることが必要です。
- 「男性は主な業務」、「女性は補助的な業務」等といった固定的な性別役割分担意識の解消を更に進めることや、*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発により、女性だけでなく男性も家事、子育て、介護等に参加できる環境整備の推進に取り組むことが必要です。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」が制定され、これからの中社会や地域では、女性が職業生活において個性と能力を十分に發揮される必要があります。
- *D V相談室の認知度は31.7%と低いため、更に丁寧な周知を行うとともに、定例的に*D V被害者支援ネットワーク会議等を開催する等、関係機関との連携を深めていくことが必要です。



後期 5 年の重点施策

3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより、女性の社会参画を進めます。

(重点取組)

- ① 各種講座の開催、「ウィザス」の定期発行、ウィザスあしやフェスタの開催等による啓発や女性のための悩み・法律相談による支援等、性別による固定的な役割分担の意識の解消のための取組を進めます。
- ② 市附属機関等における女性委員の登用割合を高め、政策・方針決定過程での男女共同参画を推進します。
- ③ 長時間労働の抑制、育児休業や介護休暇の取得促進等により、子育てや介護を支える環境整備の推進に取り組み、*ワーク・ライフ・バランスを促進します。
- ④ 女性の職業生活における活躍を推進するため、計画を策定し、相談などの支援を行います。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|-------------------|----|--------------|------------|---------------|
| 芦屋市男女共同参画推進条例の認知度 | % | 43.6 | ↗ | 57.0 |
| 市附属機関等における女性委員の割合 | % | 37.2 | ↗ | 40.0 |

3-2-2 性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。

(重点取組)

- ① *DV被害者の相談窓口を充実し、被害者の早期発見、安全確保を図り、幅広い関係機関との連携のもと、切れ目のない自立支援を行います。
- ② 性差別による暴力防止についての啓発を行います。

| 指標 | 単位 | 現状値 (H26) | 指標の 方向性 | めざす値 (H32) |
|------------|----|--------------|------------|---------------|
| *DV相談室の認知度 | % | 31.7 | ↗ | 50.0 |

市民主体による取組

- ◆ 男女共同参画の意識の高揚
- ◆ *ワーク・ライフ・バランスの正しい理解
- ◆ 暴力は犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの認識
- ◆ *DVなどの被害を未然に防ぐ、又は最小限にとどめるための早期相談

関連する課題別計画

第3次芦屋市男女共同参画行動計画「ウィザス・プラン」(H25～H29)
芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(H23～H29)